

長野県松本医療圏地域医療構想調整会議開催要綱

(目的)

第1 松本医療圏における地域医療構想の策定及び実現に向けた取組について協議、検討するため、長野県松本医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を開催する。

(会議事項)

第2 調整会議は、次の事項について、協議、検討する。

- (1) 地域医療構想の策定に関すること
- (2) 地域医療構想の達成の推進に関すること
- (3) 地域医療介護総合確保基金の県計画に盛り込む事業に関すること
- (4) その他必要と認められること

(組織)

第3 調整会議は、21人以内で構成する。

- 2 構成員には、医療関係者、関係団体の代表者、住民代表、医療保険者及び市村長等のうちから松本保健福祉事務所長が出席を依頼する。

(座長)

第4 調整会議に座長を置き、松本保健福祉事務所長が指名する。

(部会)

第5 調整会議に、以下の部会を置く。

- (1) 病院・有床診療所部会
- (2) 病床・医療機能等検討部会

2 部会の目的は、以下のとおりとする。

- (1) 病院・有床診療所部会にあつては、病院等に関する事項について必要な検討をする。
- (2) 病床・医療機能等検討部会にあつては、圏域内における病院の増床等について必要な検討をする。

3 部会の委員は、以下のとおりとする。

- (1) 病院・有床診療所部会にあつては、病院及び有床診療所の代表者とする。
- (2) 病床・医療機能等検討部会にあつては、各医師会（松本市、塩筑、安曇野市）の長及び松本市保健所長並びに松本保健福祉事務所長とする。

4 部会に部会長及び副部会長並びに幹事を置き、部会の事務を掌理する。また、部会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができるものとする。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年2月1日から施行する。
- 2 平成29年度の調整会議は「医療計画について」（医政発第0331第57号平成29年3月31日付け厚生労働省医政局長通知）別紙「医療計画作成指針」における圏域連携会議を兼ねるものとする。
- 3 平成29年度以降の調整会議は「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（平成26年厚生労働省告示第354号）における都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を兼ねるものとする。

[改定履歴]

- | | |
|-------------|--|
| 平成29年11月2日 | 附則2の追加（平成29年度の調整会議は「医療計画作成指針」における圏域連携会議を兼ねる旨） |
| 平成29年12月21日 | 附則2の追加（平成29年度以降の調整会議は都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を兼ねる旨） |
| 平成30年10月9日 | 病床・医療機能等検討部会を設置することに伴う所要の改定 |
| 令和4年7月15日 | 県調整会議の規約改正に伴う改正 |